

本人の来庁が困難であることを証する書類一覧

熊本市

次の条件を満たしているものに限りです。

- ・ 原本であること（複写不可）
- ・ 氏名及び生年月日、氏名及び住所のいずれかが現在の情報で記載されているもの
- ・ 有効期限（期間）の定めがあるものは、期限（期間）内のもの
- ・ 戸籍謄本、登記事項証明書、個人番号カード顔写真証明書は、記載してある発行日から3か月以内のもの

来庁が困難であると認められるケース	本人の来庁が困難であることを証する書類 下表のうち、いずれか
病気、身体等の障がいにより来庁が困難な方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診断書、入院診療計画書等の期間が確認できるもの。 ・ 障害者手帳、障害福祉サービス受給者証、自立支援医療受給者証等
成年被後見人(未成年後見人含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍謄本、その他その資格を証明する書類（代理権を証明する書類と同じ）
被保佐人及び被補助人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登記事項証明書の代理行為目録（個人番号に関する手続きの記載が確認できるもの）
中学生、小学生及び未就学児	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名、生年月日が確認出来る本人確認書類 ・ 個人番号カード顔写真証明書（様式第2）
75歳以上の高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名、生年月日が確認出来る本人確認書類及び委任状に出頭が困難である旨の記載（例）高齢のため等
長期入院者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入院期間が分かる書類（診断書・入院診療計画書等） ・ 個人番号カード顔写真証明書（様式第1-1）
身体以外の障害のある方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証、医師の診断書等
施設入所者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設入所中であることが確認できる書類 ・ 個人番号カード顔写真証明書（様式第1-1）
要介護・要支援認定者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険証 ・ 個人番号カード顔写真証明書（様式第1-2）
妊婦	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子健康手帳、妊婦検診を受診したことが確認出来る領収書又は受診券
長期（国内外）出張者、長期に航行する船員など （仕事の内容、勤務場所、勤務形態等の客観的状況に照らして出頭が困難であると認められる方）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期（国内外）出張者、長期に航行する船員など仕事の内容、勤務場所、勤務形態等の客観的状況を確認できる書類
海外留学している方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 査証（ビザ）のコピー ・ 留学先の学生証のコピー ・ 入学許可証及び学期の開始日程が分かる資料 若しくは旅券上の証印や航空機の搭乗券など渡航の事実が分かるページのコピーを組み合わせた書類等
高校生・高専生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生証、在学証明書
社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職員を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、長期にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態であるなど客観的状況に照らして出頭が困難であると認められる方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的な支援機関に相談していることを当該支援機関の職員が証する書類（様式第3） ・ 個人番号カード顔写真証明書（様式第1-3）